

「徵用工問題」にみる日韓歴史認識の相違

—2018年大法院判決を中心に—

鄭 敬娥

Differences in Historical Recognition between Japan and Korea Regarding
the “War Time Laborers” Case
—Focusing on the Judgement 2018 of the Korean Supreme Court—

JEONG, Kyong-ah

大分大学教育学部研究紀要 第42巻第2号

2021年3月 別刷

Reprinted From

RESEARCH BULLETIN OF THE

FACULTY OF EDUCATION

OITA UNIVERSITY

Vol. 42, No.2, March 2021

OITA, JAPAN

「徴用工問題」にみる日韓歴史認識の相違 —2018年大法院判決を中心に—

鄭 敬 威*

【要旨】 2018年10月の元徴用工をめぐる韓国の大法院判決以降、日韓の歴史認識の問題は新しい段階に入りつつある。歴史認識の問題が法律的な論争をもって展開しながらも、それが両国の間の経済関係や安全保障の問題にまで波及し、互いに懲罰的な性格を帯び始めているのである。本稿では、まず1965年に日韓の間で締結された基本条約および請求権問題の歴史的経緯を分析することによって徴用工問題をめぐる本質的問題がどこにあるのかを検討した。その上で、2018年の大法院判決における争点を分析することによって、日韓歴史認識問題における対立点を明らかにした。その結果、元徴用工をめぐる問題は、植民地支配の法的性格をめぐる対立のほかにも、国内法と国際法、法律的責任と道義的責任、個人と国家の関係など、今日的問題を多数含んでいることが分かった。

【キーワード】 日韓歴史認識 徴用工 日韓基本関係条約 日韓請求権協定 大法院判決

はじめに

2018年10月30日に日本の最高裁判所にあたる韓国の大法院は、第二次世界大戦中に日本製鐵株式会社で働かされた韓国人の元徴用工らに対する賠償を被告企業である新日鐵住金¹⁾に命ずる判決を確定し、原告ら4名に対して、各1億ウォンの支払いを命じた。同年11月には三菱重工業に対しても同様の判決がなされた。いうまでもなく、両裁判において最も重要な争点は日韓の間に1965年に結ばれた「財産及び請求権に関する問題の解決ならびに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」(以下、請求権協定)にも関わらず、原告である元徴用工の人たちに損害賠償請求権があるか、もしくは行使できるかであった。大法院が出した結論は日本企業は原告らに賠償責任を負うというものであった。

これに対しては、韓国政府が司法の判断に介入できないとして距離を置く態度を示したのとは対照的に、日本政府は当該判決が「日韓の友好関係の法的基盤を根本から覆すもの」であるとして強硬に反発した。そして、2019年5月20日には請求権協定第3条に基づく仲裁委員会

令和2年11月2日受理

*じょん・きょんあ 大分大学教育学部社会認識教育講座（国際政治学）

の設置を、同協定の締結後はじめて韓国側に要請した。しかし、韓国政府は手続きに入れば「国民感情も巻き込んで両国関係は制御不可能になる」として応じない構えを見せた²⁾。後で述べるように、大法院判決で問われた真の争点は、日本の朝鮮半島植民地支配は合法なものであったか否かであった。したがって、その論争が国際司法の場で解釈論争として再燃すれば、日韓両国の国民感情は取り返しのつかないほどに悪化しかねないことが懸念されたためである。

その後、韓国政府は大法院の確定判決に被告企業が従うことを条件に、両国の企業が主体になって新たな財団を作り、原告への慰謝料の支払いに充てるという、言い換えればこの問題を「法廷外」において解決する案を日本側に提示した³⁾。しかし、民間主体のファンドとはいえ、「和解・癒し財団」の記憶生々しい日本側が直ちにこの案を受け入れることは現実的に難しく、日本政府はそれが国際法違反状況を是正することにはならないとして断った。

その後、同年7月に経済産業省は一方的に対韓輸出規制を発表した。同省はその決定が徴用工訴訟判決に対する報復措置であることは否定したものの、歴史問題に対する日韓の対立がその背景にあることは明白であった。これに対して、文在寅政権は8月22日に日本との間のGSOMIA（軍事情報包括保護協定）の延長を行わない方針を発表した。その後11月にGSOMIAは破棄の延期が発表されたものの、それは同協定破棄の東アジアの安全保障に及ぼす影響を強く懸念したアメリカの意向に配慮した結果に過ぎなかった。日韓関係は「戦後最悪の状況」といわれるなか、出口を見出せないまま今に至っている。

2018年大法院判決以降の日韓の状況は、日本の政治家による「妄言」や韓国大統領の「レームダック」状態に時々見られたような、これまで政治的に消費されてきた日韓葛藤のワンションとは大きく異なる段階に進みつつあるといえる。歴史認識の問題が法律的な論争をもって展開しながらも、それが両国との間の経済関係や安全保障の問題にまで波及し、互いに懲罰的性格を帯び始めているのである。

徴用工判決に関連した日韓請求権協定の解釈をめぐっては、両国との間に法または事実の論点に関して明らかな不一致が見られる上に、法的見解または利益の衝突が存在しており、当事国である日本政府によって積極的に反対の意向が示されていることなどから、すでに国際法上の意味する「紛争」が存在していることが指摘されている⁴⁾。しかし、歴史認識問題の困難なところは、国際法上の解釈とは別のところで、国家間の正当性の主張がぶつかり合い、それがやがて政治・経済・安全保障・文化交流を阻害する方向へと作用することであろう。ある関係国との間で歴史認識の違いが歴史摩擦へと発展していくためには、少なくとも三つの段階が必要であると考えられる。第一に、ある歴史的事象に関して国民の間で特定の見方が支配的になり、その観点が正しいとの判断が共有される。第二に、その「正しい歴史」が相手国によって受け入れられないことが分かると、関係が正常な場合で期待される他のどのような利益を犠牲にしてまでも、それが認められるまで鬱い続けることが求められる。第三に、それでもそれが貫徹されないと、次第に「歴史問題」は国家間関係のあらゆる領域を悪化させていく⁵⁾。不幸にも私たちはその現実を目の当たりにしているのである。

本稿は、「徴用工問題」を手がかりに日韓歴史認識問題の本質を検討する。そのために、まずは1965年に締結された「日本国と大韓民国との間の基本関係条約に関する条約」（以下、基本条約）と請求権協定の交渉の経緯を分析して、そこで何が「解決」され、何が積み残されたのかを明らかにする。その上で、2012年および2018年の大法院判決で議論された争点を分析する。そうすることによって、日韓の歴史認識の問題が今日の私たちに問いかける現代的意味合

いについて考察することが本稿の目的である。

1 「徴用工問題」をめぐる裁判とその争点

(1) 「徴用工問題」とは

第二次世界大戦の最中に日本の国家総動員体制の下で朝鮮半島から動員された人々には、大きく労務動員と軍事動員の二つに分けられる。前者には、「募集」「官斡旋」「徴用」という男子の労務動員と女子の「朝鮮女子勤労挺身隊」が、後者には軍人（「志願」兵・徴兵）・軍属、そして日本軍「慰安婦」が含まれる。周知のようにそれらは、日本だけではなく、サハリン、南洋諸島、満州、中国本土などにも広く送られ、韓国政府が認定した労務動員者だけでも約22万6千人にのぼり、実際にその総数は70万人ほどとも言われる⁶⁾。そのなかでも「徴用工」とは、一般に労務動員の一環として日本の軍事産業や炭鉱など鉱工業等に労働力として動員された人々を指す。言うまでもなく、その背景には日中戦争以降の日本人男子の出征による深刻な労働力不足の問題があった。

ただし、動員の際の方法やその後の待遇を巡っては日韓の間で大きく意見の分かれるところである。韓国政府が国家総動員法施行後に動員されたすべての労働者を「日帝強占期強制徴用被害者」、あるいは「日帝強占期強制動員被害者」として認定しているのに対して、日本政府はそのような見方はとらない。典型例として、2018年10月に大法院判決が出された直後の11月1日に、当時の安倍晋三首相は衆議院予算委員会において、これまで日本政府が使って来た「徴用工」という表現をやめて、今後は「旧朝鮮半島出身労働者」⁷⁾という表現を使うことを明らかにした。安倍首相によれば、当時の国民徴用令においては募集や官斡旋、徴用の多様な形態があり、裁判の原告四名はいずれも募集に応じたものであることから、単に「旧朝鮮半島出身労働者問題」というわけである。つまり、韓国側が動員の際の「強制性」を際立たせる呼称を用いているのに対して、日本政府は「強制性」そのものを否定しようとしており、日韓の間に大きな隔たりがあることがわかる。

実際には1939年9月という比較的初期に行われた「募集」においても、そこには日本政府、朝鮮総督府、警察が深く関与しており、警察官によって集められた朝鮮人が「募集」を拒否することは事実上不可能であった。さらに、戦況が深刻化する1944年8月以降の「徴用」の段階になると、対象者として呼び出され、適格者として徴用令状を交付された人がそれに応じない場合には、1年以下の懲役または1000円以下の罰金が科され、事実上、強制性は強まるばかりであった⁸⁾。もちろん、このことは経済格差や朝鮮での生活の困難さから、就労の機会を求めて日本に渡った人々が相当数いたことを否定するものではない⁹⁾。しかし、今日の歴史研究により、本人の意思に反し暴力的に朝鮮人を労働者として連れてくる行為が行われていたことが、当事者の証言のみならず、同時代の行政当局の資料によっても検証されている¹⁰⁾。したがって、ここで問題にすべきは強制性の有無そのことよりも、戦後70年以上が過ぎて、加害者の歴史認識と被害者のそれのズレが大きくなり、それがいつの間に当事者の問題としてではなく、国家間の歴史認識の問題として対立を生んでいる事実であろう。

朝鮮半島から動員された徴用工に対する補償の問題は、日韓国交正常化交渉が始まった1950年代にすでに両国の間の懸案の一つであった。労務動員された元徴用工たちは解放直後から、日本人経営者に未払い賃金などについて補償を要求し、或いは戦争被害者団体が対日補償要求

のために被害状況を調査していた。1948年に成立した大韓民国政府はこれらの調査を基礎として、翌年には『対日賠償要求調書』(全二巻)をまとめた。その内容には有価証券、保険金、恩給、未払い金などの民事上の請求、および「日中戦争及び太平洋戦争に起因した人的物的被害」と一括される個人の損害に対する補償請求が含まれていた¹¹⁾。これが、90年代に入り浮上し、やがて日韓歴史認識問題の大きな争点となる日本軍慰安婦問題と異なる点である。

1965年6月22日に日韓両国は、日韓基本条約に調印すると同時に付随して4項目の関連協定に合意したが、なかでも請求権協定はいまなお解釈をめぐって論争の続く最も重要な協定である。協定はその第一条において、今後10年間にわたって日本の生産物や役務など無償3億ドルの資金と、有償2億ドルの資金を長期低利貸し付けにより韓国側に提供することを謳った。さらに、その第二条においては「両締約国及びその国民（法人を含む）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されることとなることを確認する」¹²⁾旨が明記された。以後、日本政府が元徴用工に対する個人補償はこれを以て解決したとの主張を繰り返しているのに対して、この日本側の判断に疑問を抱く元徴用工らが、三菱重工業や日本製鉄など日本企業を相手に訴訟を起こすようになった。

(2) 裁判の経緯および争点

原告たちは1997年12月に大阪地方裁判所において新日本製鐵および日本国に対して未払賃金ないし相当損害金、慰謝料、弁護士費用の支払いと謝罪文の交付を求めて裁判を起こした。しかし、大阪地方裁判所、大阪高等裁判所のいずれにおいても時効消滅、あるいは戦前の旧三菱・日本製鐵債務の新会社への継承が否定される形で敗訴し続け、2003年10月には最高裁判所において上告棄却および不受理という形で判決が確定した。一方、原告らは日本での裁判が終了した2005年2月から韓国の国内で同じ内容の訴訟を始めるも、ソウル地方裁判所、釜山地方裁判所、ソウル高等裁判所、釜山高等裁判所のいずれにおいても、消滅時効の完成を理由に敗訴判決が下された。

元徴用工らをめぐる裁判において大きな分岐点となったのは、2012年5月の韓国大法院の判決であった。大法院は植民地支配の合法性を前提とする日本の裁判の既判力を認めることは韓国憲法の根本理念に反するとして、日本企業に対する元徴用者たちの賠償請求を初めて認めたのである。そして、事件は再びソウル高等裁判所（以下、原審）へ差し戻された¹³⁾。その後、2013年に原告らは原審において勝訴し、2018年10月30日には大法院における全員合議体判決によって最終的な勝訴を勝ち取った。以下では、まず2012年大法院判決と2018年の判決の内容を概観した上で、争点を整理することにしよう。

とりわけ2012年判決の画期的なところは、第一に、大法院が日本の裁判の確定判決の効力を認めることは大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に違反しているとの考え方を示したことである。後に述べるが、韓国の憲法および秩序は、1919年3・1独立運動とその後に樹立された韓国臨時政府の精神を受け継いでいる。したがって、その基本的な「独立」の価値からみた場合、日本の植民地支配の合法性を認めるわけにはいかないという論理である。

その上で大法院は第二に、戦前の日本製鐵と戦後の新日本製鐵は実質的に同一性を維持しており、法的には同じ会社であるため、原告らは旧日本製鐵に対する請求権を新日本製鐵に対し

て行使することができるという判断を下した。

第三に、請求権協定は日本の植民地支配に対する賠償交渉ではなく、サンフランシスコ条約第四条に基づいた日韓両国間の財政的、民事的債権・債務関係を政治的合意によって解決するためのものであり、その協定第一条によって日本政府が支払った「経済協力」資金は、第二条による権利問題の解決とは法的な代価関係にならないとの考えが示された。さらに、その際にも日韓両政府は植民地支配の性格に関して合意に達しておらず、その「反人道的植民地支配の不法行為」による賠償請求権が請求権協定の適用対象になっているとみると困難であるとの見方が示された。したがって、請求権協定によって原告らの個人請求権は消滅していないのみならず、大韓民国の外交保護権（国民が他国の違法行為によって損害を受けた場合に、国家が他国の国家責任を追及する権利）も放棄されていない、というのが 2012 年大法院の判決であった。

この判決に基づいて審議差し戻し命令を受けた原審のソウル高等裁判所は、日本の強制占領下で動員された原告らは、自由を奪われた状態で強制労働を強いられ、賃金も支払われていなかつたために、その債務を受け継いだ被告が原告らに対して慰謝料を支払う義務があるとの判決を下した¹⁴⁾。

そして、2018 年の大法院は原審の判決をそのまま引き受けた形で、「1965 年に締結された日韓請求権協定は日本の植民地支配の賠償を請求するための交渉ではないため、日帝が犯した反人道的不法行為に対する個人の損害賠償請求権は依然として有効」¹⁵⁾であるとの判断を示した。すなわち、大法院は請求権の問題を韓国と日本の間の「反人道的な不法行為に対する慰謝料」と、「財政的、民事的な債権・債務」に二分し、請求権協定においては後者のみが取り扱われていると主張したのである。さらに、大法院はその証拠として、請求権協定は植民地時代に関する言及がほとんどなされていないことを挙げ、当時の韓国政府が強制動員による慰謝料を含めて請求権協定を結んだとは考えられないために、前者における原告らの個人請求権は認められるとの論理を立てた。この点が 2012 年の大法院判決と 2018 年のそれとの大きな違いであった。すなわち、2012 年の判決においては、損害賠償請求権の根拠として、日本の植民地支配という不法行為と微用工らに対する債務不履行の責任が並記され、それがいわば競合する関係に置かれていた。しかし、2018 年の裁判においては、後者の問題が取り下げられ、日本の不法行為に対する慰謝料請求のみが認められたのである¹⁶⁾。

以上から、元微用工をめぐる裁判の争点は次の四点にまとめることができる。第一に、原告らは本件訴訟の前に日本で同一の訴訟を提起し敗訴確定されており、この日本判決の効力と既判力を認めるべきかどうかという問題である。第二に、被告である新日本製鐵が旧日本製鐵の債務を負担すべきかどうかという点である。第三に、日韓請求権協定により原告らの損害賠償請求権が消滅しているかどうかという論点である。第四に、原告らの損害賠償請求権の消滅時効が完成したかどうかという点である。いうまでもなく、最も注目を集めたのは三つ目の争点である。しかし、日本判決の既判力を認めるかどうかという点はほかの三点を判断する上での前提となる問題である。したがって、以下ではこの第一点目と第三点目を中心に話を進めるところとするが、その前にはかの問題にも簡略に触れておきたい。

まず、第二点目に関して大法院は、旧日本製鐵が日本国法律により解散され、第 2 会社が設立された後に吸収合併の過程を経て被告に変更される手続きを踏んだとしても、原告らは旧日本製鐵に対する本件請求権を被告に対して行使できると判断した。さらに、四つ目の時効に關

しても大法院は、かつて請求権協定の関連文書がすべて公開されず、個人の請求権までも包括的に解決されたという見解が韓国内で広く受け入れられていたという事情などを理由に、本件訴訟まで原告らは被告を相手に客観的に権利行使できない障害事由があったと見る必要があり、被告が消滅時効の完成を主張し債務履行を拒絶することは信義誠実の原則に反する権利濫用であるため許容できないと判断した。こうして、焦点は日本で行われた裁判の既判力および個人請求権の権利の有無に絞られていった。

2 植民地支配の性格をめぐる認識の相違と裁判における解釈

(1) 「基本関係条約」をめぐる日韓の対立

日本国内では元徴用工に対する賠償を認めることが日韓請求権協定に反するという点のみが大きくクローズアップされ、「国際法を無視する韓国司法」「約束を履行しない韓国政府」などと批判が強まった。しかし、この裁判全体を通して影響を及ぼしたより根本的な問題は35年間という支配・被支配の関係を正当な手続きを踏んだ国家間条約の結果として見るのか、暴力と強圧による不法な占領としてみるのかをめぐる観点であった。

前述のとおり、2012年の判決において大法院は日本企業による徴用者の賠償請求を初めて認めており、その前提にあったのは日本による朝鮮半島の植民地支配が不法な行為であったという考え方であった。この対立こそ国交正常化に向けて1951年10月から始まった日韓予備会談の当初から、その後14年間に及ぶ本会議の全期間を通して、会談を幾度となく決裂させたもっとも重要な要因であった¹⁷⁾。以下では、日韓会談当初、この問題がどのように議論され、今日の司法の判断に如何なる形で影響しているのかを見てみよう。

1950年の段階で日韓予備会談に臨む「駐日代表部対日講和調査委員会」の報告書を見る限り、日韓併合条約をどう位置付けるかに関して、韓国側の当初の姿勢は、条約無効論、有効論、折衝論など多岐にわたっていた。報告書においては、条約はその強制的な性格から無効であるとしながらも、国際秩序を維持する必要性あるいは「無権代理」行動を追認した事実によって、必ずしも無効を主張しない方法もありうるとの柔軟な立場が示されていた¹⁸⁾。それは、対日講和会議への自国の参加を前提に、その後に続くであろう日韓会談に柔軟性をもって対応できる余地を残していたと考えられる。しかし、講和会議への参加が実現しないことが明らかになると、韓国政府は国内世論に配慮する必要から「条約無効論」の態度を固めた。さらに、1952年には李承晩大統領が「大韓民国隣接海洋の主権に対する大統領宣言」(いわゆる「李承晩ライン」)を発表し、竹島/独島をめぐる日韓両国の領有権をめぐる対立が先鋭化するにつれ、「条約無効論」は少なくとも韓国内では疑いのない事実へと化していった。

こうしたなか、韓国側は第一次日韓会談の場で、国交正常化後の日本と韓国との関係を定める日韓基本条約案については、「1910年8月22日以前に旧大韓帝国と日本国との間に締結されたすべての条約が無効（.....are null and void）であることを確認する」旨を挿入することを求めた。すなわち、1905年の保護条約（第二次日韓協約）および10年の併合条約はいずれも武力による強制（duress）であったために無効であるという、いわゆる「旧条約無効確認条項」である。これに対して、日本側は条約は適法かつ有効に締結されており、1948年8月の大韓民国の独立とともにその効力を喪失したと主張した¹⁹⁾。日韓併合条約をいつの時点で無効とみるかという点は、植民地支配期間全体を違法な強制占領とみなすのか、国際法に則った適切

な統治とみるかを決定づける。したがって、その文言によって請求権協定の行方も大きく左右されることが予想され、両方は互いに譲歩することなく対立し続けた。

その後、請求権協定において急速に政治的な妥協が図られる 1960 年代に入ても、両国は基本関係条約の条文をめぐって最後まで妥協点を見いだせないでいた。最終的に 65 年 6 月に合意された基本条約はその全文において、「両国民間の歴史的背景と、善隣関係及び主権の相互尊重の原則に基づく両国間の関係の正常化」と「福祉及び共通の利益の増進のため並びに国際平和及び安全の維持のために、両国が……緊密に協力することが重要である」²⁰⁾ことを謳った。そこには、植民地支配に関する言及も「歴史的背景」に関する具体的な説明もなく、ただ経済的利益と安全保障上の必要性が透けて見えただけであった。

一方、日韓の間の旧条約に関しては、その第二条において「already null and void」が採用された。この条文に関しては、日本側が「もはや無効」と、韓国側が「이미 무효」という言葉で訳したが、いずれも時期を特定できる表現とは言えない。言うまでもなく、旧条約がいつから無効になったのか、それを明らかにすることが意図的に回避されたのである。実際に、交渉当時の実務者会議の記録を見ると、第二条の「旧条約無効確認条項」については、韓国側の「are null and void」と日本側の「are confirmed (as) null and void now」あるいは「have become null and void」をめぐって熾烈な調整が続いた結果、ぎりぎりの段階で「already」を以て交渉を終わらせたことが分かる²¹⁾。すなわち、「already」という曖昧な表現を使うことによって、交渉の妥結を重視した両政府がそれぞれ都合に合わせて解釈できるように意図されたのである。その表れとして、交渉のまとめ役に当たった椎名悦三郎外務大臣は、1965 年 2 月 26 日の衆議院本会議において、併合条約が無効になったのは「大韓民国の独立が行われたという、その時点」²²⁾であると説明したのに対して、韓国政府の国民に向けた説明は 1910 年の併合条約そのものが無効になったというものであった。

明らかになったのは、この「もはや無効」の始点がどこなのか、両国の中に確かな合意を導き出すことはできなかったという点のみであった。そして、植民地支配に関する歴史認識の核心をなしているこの部分が曖昧であるが故に、日本では朝鮮の植民地支配は合法であったという言説が、韓国では強制による不法占領以外に何物でもなかつたという全く異なる認識が、それぞれ都合よく定着した。

(2) 植民地支配の法的性格をめぐる大法院判決

1910 年以前の条約の効力の有無は植民地支配の正当性の問題のみならず、1965 年の基本条約および請求権協定の効力の根拠となる。大法院においてはまさにこの点が問われたのである。2012 年の大法院の判決は日韓併合条約の違法性を明示的に論証することこそ避けたが、植民地支配を合法なものとみなすことは、「大韓民国憲法の核心的価値と衝突するもの」²³⁾として捉えた。韓国の憲法はその前文において、「大韓民国は 3・1 運動により建立された大韓民国臨時政府の法統と不義に抗拒した 4・19 民主理念を継承」すると宣言している。3・1 運動とは、1919 年に帝国主義の抑圧に抗議して大勢の市民や学生が展開した国民的な独立運動であり、それが武力で鎮圧される中で、李承晩や金九などを中心として上海において大韓民国臨時政府が設立された。したがって、不法の上に成り立っていた当時の日本の植民地支配を認めることは、3・1 独立精神を引き継いだ臨時政府の延長線上に現在の韓国が位置するという韓国憲法の価値観と衝突してしまう、との論理がとられているのである。こうした憲法上の理念と、日韓

請求権協定の条文や前提が対立したため、大法院は憲法優位説をとったのである²⁴⁾。

朝鮮半島の植民地支配が不法な行為であったという法律的判断については、研究者たちの間でも意見の分かれるところである。もっともイ・テジンは1905年および1910年の併合条約がいずれも略式条約であったことや、全権委任状が与えられていなかつたこと、その名称においてTreatyではなく、AgreementやConventionなどが使われていたことから、そもそも条約は成立していなかつたとする「条約不成立論」を主張する²⁵⁾。これに対して坂本茂樹は、第二次日韓協約締結において当時の国際法で禁じられているようなことは行われておらず、日韓併合のやり方の合法性に問題があるという認識はなかつたとし、大法院判決は条約解釈に問題がある一方的な主張であると批判する²⁶⁾。同じく、ジュ・ジンヨルは日本の植民地支配が当時の国際法体系において不法であったかに関して、まず植民地支配を不法と定める国際条約が存在しなかつたことを指摘する。すなわち、当時の国際社会に植民地支配は禁止されるという慣行や法的確信を確認できる証拠はなかつたというのである²⁷⁾。さらに、植民地支配の法的性格とは別のところで、国際条約は当時の国際法に則って評価すべきであり、韓國の大法院のようにその後で作られた自国の憲法理念を以て判断するのは妥当ではないという指摘もある²⁸⁾。

一方、金恵京は国内法と国際法の関係について、一般的には国際法上の原則として「合意は拘束する」ものの、条約締結時の社会事情が変更した場合、それを根拠として条約の拘束力から免れる「事情変更の原則」も存在することを指摘する。つまり、当該国に根本的な変化が生じた場合、条約の範囲も変化することは一定の理解がなされており、国際法（条約、協定など）と憲法の主張が対立した場合、どちらが優先されるべきかについては、国の基本法である憲法の方が、国際法に優先するという論理は多くの国で採用されているというのである。したがつて、金は条約を覆すかどうかは別として、憲法をはじめとする制度そのものを根本的に変えた韓国の民主化に至る経緯を考えれば、徵用工問題に対しても改めて議論が必要になると主張する²⁹⁾。

この点は興味深い論点であるといえよう。つまり、過去の歴史的出来事、あるいは条約をめぐってその後の当該国の事情が根本的に変化し、時代的な価値が変わってきた場合には、条約の解釈そのものも変わりうるという主張である。同様の議論は阿部浩己にもみられる。阿部は植民地支配が国際法の歴史において違法と判断されることは一般的ではないということを認めつつも、そのような認識自体に問題提起をしている。つまり、植民地支配が違法として描かれなかつたことは、それが西洋や主権国家、現行の支配的秩序を偏重するものだったからであつて、人権を基軸に置く国際社会の新しい潮流は、植民地支配に対する国際法の歴史認識を問い合わせする重大なテーマであり、その意味において、大法院判決で現れる植民地支配の法的評価は価値のあるものであると主張する³⁰⁾。このような観点からすれば、歴史はただ過去にあった出来事で終らず、常に現代的価値から振り返り、議論すべき対象となるのである。

3 請求権協定の法的性格と個人請求権の問題

(1) 請求権協定二条をめぐる交渉の経緯

ここでは、まず請求権協定二条が明記された歴史的経緯を日韓会談の記録から概観し、そこからどのような問題点が後の解釈に影響を及ぼしたのかを検討しよう。

日韓交渉における韓国側の請求権要求の内容や金額および理論的根拠となつたのは、前掲し

た『対日賠償要求調書』であった。前述のとおり、韓国政府は講話会議への参加を前提に対日賠償請求を準備していたものの、アメリカの対日賠償政策の転換や日本の強固な抵抗、韓国の署名が中国やソ連に利用されかねないと懸念を抱いたイギリスなどの反対から、その参加が実現することはなかった³¹⁾。

このことは日韓会談に臨む韓国側の立場を著しく弱めることになった。その後、李承晩政権は対日講和条約草案を少しでも韓国側に有利にするよう働きかけるという現実的検討を始めた。とりわけ焦点となったのは、対日講和条約草案第四条（a）項において示された、「請求権の処理は日本と関係諸国との間の特別取り決めにする」とした内容の修正を求めることがあった。この条項は、在韓日本人の財産を含めた請求権の問題が白紙に戻る可能性を含んでいたからである。敗戦直後に本国に引き上げた日本人は不動産や動産、債券などを朝鮮半島に残したままであった。これに対して、駐朝鮮米陸軍司令部軍政庁（駐韓米軍政庁）は、1945年12月6日付で軍政令第33号（命令33号）を発し、国公有資産・私有財産を問わず南朝鮮にある旧日本財産を駐韓米軍政庁に帰属させた。そして、この在韓日本財産は大韓民国政府が成立した直後の1948年9月21日、「韓米間の財産及び財政に関する最初の協定」（韓米協定）第五条によって韓国政府に移譲された。すなわち、対日講和条約草案第四条（a）の存在は、日本政府が再び韓国側に対して自国あるいは自国民の財産所有権を主張できる余地があることを意味していた。

最終的に韓国側は講和条約草案第四条に新しく（b）項「日本国は合衆国軍政府により、又はその指令に従って行われた日本国およびその国民の財産の処理の効力を承認する」を挿入させることに成功した。こうして、「請求権」（Claims）という用語が日韓の特殊な過去の関係を処理する概念として国際条約の中に登場した³²⁾。しかし、そこには請求権の意味する内容や性格について何ら明記されることとなかった。

そして、韓国政府は1952年1月に開かれた日本との非公式会談において、「元来の請求（Original Claims）」を放棄し、「賠償（Reparation）」ではなく、古書籍や美術品など文化財の「返還（Restitution）」を主な内容とした「韓日財産および請求権協定要綱八カ項目」（以下、対日請求8項目）を新たに提示した³³⁾。そこには、『調書』で見られた強気の主張は陰を潜めていた。背景には、冷戦の深化とともにアメリカの東アジア戦略のなかで占める日本の比重が高まったという認識とともに、国内の厳しい経済的事情があった。ところが、韓国政府が懸念した通り、日本側は在韓日本人財産の対韓請求権に加え、朝鮮戦争によってそれが損傷した場合には原状回復の費用までを請求する権利があると主張し始めた³⁴⁾。いわゆる「逆請求権」の主張であり、これに激怒した韓国側代表団の退場により会談は決裂した。

しかし、日本側の対韓請求権の主張とは裏腹に、すでにこの時期から外務省内では請求権を相互放棄した上で、経済協力による政治妥結を図った方がいいという交渉戦略が練られていた。その背景には、経済的支援を通じて韓国の政治経済的安定を図ることが日本の安全保障上に必要であり、それゆえ日韓の国交正常化は重要であるという判断があった³⁵⁾。「逆請求権」の主張は、韓国政府に揺さぶりをかけてその金額を引き下げさせるための戦略でもあったのである。

そして、1960年8月に李承晩の対日通商断絶措置は稚拙だったと批判して登場したのは、「韓日経済協調路線」を主張した張勉内閣であった。この時期、両国間で浮上したのは「個人補償」の方法をめぐる問題であった。『対日請求八項目』は、植民地時代に日本が朝鮮半島から搬出した地金、地銀、金員、日本政府の対朝鮮総督府債務など動産の返還または返済を要求する国もしくは法人レベルでの請求と、いわゆる個人請求権に関する私的部分の請求となって

いる。特に第五項においては個人請求権と関連して、「韓国法人または韓国自然人の日本国民または日本国民に対する国債、公債、日本銀行券、被徴用韓人の未収金、補償金及びその他の返済」を求めていた。

これに基づいて1961年4月に開かれた一般請求権小委員会では、「自然人」すなわち個人の請求権をどのように処理するかをめぐって議論が行われた。この日、個人請求権に対する補償について日本側は、被徴用者らは戦前は日本人であったため、国交正常化後に自国の国内法によって個別的に解決する方法もあるとの提案を行った。これに対して韓国側は、「我々は国が代わって解決しようとするものであり……国交回復に先行して解決したい」³⁶⁾旨を強調した。

日本の代表団が個人補償の必要性について認識し、交渉の場でそれに言及したことは画期といえる。しかし、実際のところこの問題をどの程度真剣に考えていたかは疑問である。韓国政府は朝鮮戦争の混乱による大量の避難民の発生や南北分断という状況のなかで、被徴用者の人数や未払賃金、負傷の程度などに関する具体的な資料を示せなかった。実際に、軍人・軍属および被徴用者たちに関する資料の多くは、厚生省や大蔵省などが保管していたが、日本側は最後まで自らが持っている資料を提示しようとはしなかったのである。そして、債務関係を認められないものに対して支払う義務はないとの主張を繰り返し、韓国側に個人補償の要求を放棄させるとともに、なるべく低い金額で政治的解決を図ろうとした。

いずれにしろ、この時点で国交正常化に先行して請求権の一括妥結を目指した韓国政府の方針は固まっており、それは日本政府の思惑とも一致していた。そのようななか、被徴用者の負傷・死亡、未払い賃金の実態などは一度も具体的に調査されることもなく、話は急速に「経済協力」へと流れていった。

その後、朴正熙軍事政権は日韓交渉の妥結を急速に進行させたが、その背景には自らの産業化政策を実行に移す必要性からであった。訪日直前の8月22日、朴政権の経済開発5カ年計画が新聞に発表されたが、そのための所要額は約7億ドルとされた³⁷⁾。ちょうど日本側に要求した金額とほぼ同じであったのである。さらに、「経済協力方式」への急速な方向転換を図らざるを得なかつたのには、韓国の経済開発政策の変化も背景にあった。木宮正史は、当初朴政権は「日本経済の再侵略」などを警戒する国内世論に配慮して「内包的工業化戦略」を計画していたが、日韓間の国際分業体制の確立を求める米政府の意向・勧告により、「輸出志向型工業化戦略」へと方針を転換したと指摘する³⁸⁾。すなわち、請求権問題の「経済協力」方式への妥結は、日米韓三国政府の冷戦戦略による「妥協の産物」であったのである。

ところで、この時期までも日韓の間には請求権をめぐって、具体的な金額や名目のほかにも、個人補償金をめぐる立場の違いという問題が残っていた。1961年12月に開かれた一般請求権小委員会で、日本側は「自然人や法人関係の請求権一切がこの会談で解決されたことになることを希望する」と述べた。これに対して、韓国側は八項目に入っていない個人請求が主張されできなくなることへの懸念を示し、日韓会談成立後であっても個別的に行使することができるよう認めるとともに、その場合には、「国交が正常化される時まで時効は進行しない」という修正案を盛り込むことを提案した³⁹⁾。しかし、その後の会談の政治的妥結という流れのなか、韓国側はこの主張を最後まで貫くことができなかつた。そして、62年12月には、経済協力方式による交渉の妥結や概ねの金額について、金鐘泌特使と大平正芳外相との間で合意がなされた（いわゆる「金・大平メモ」）⁴⁰⁾。その後、1965年3月には李東元外務部長官が来日により、請求権の解決は平和条約四条に規定したものを受け、「完全かつ最終的に解決した」ことに対し

て合意が行われた⁴¹⁾。

(2) 2018年大法院判決における請求権訴訟の争点

元徴用者らの請求権をめぐる大法院裁判において大きな争点の一つは、彼らの損害賠償請求権が消滅しているか否かに関する点であった。それを判断するために問われたのは、まず1965年の請求権協定の法的な性格に関するものであった。そして、2012年の大法院はその性格を「植民地支配に対する賠償請求のための協定ではなかった」⁴²⁾と判断した。これは2005年の盧武鉉政権当時の「民官共同委員会」の意見を踏襲したものといえる。当時、委員会は「請求権協定の性格は基本的に日本の植民地支配に対する『賠償』を請求しようとしたものではなく、サンフランシスコ条約第四条による韓日の間の財政的、民事的債券・債務を解決するためのもの」⁴³⁾との見解を示した。そして、2018年の大法院判決もこの判断を受け継ぐ形で、賠償ではないと結論づけた。

その上、請求権協定の適用対象において被徴用者らの損害賠償請求権が含まれるかどうかという問題が焦点になり、ここでは主に二つの論点が争われた。一つは、条約の解釈上、被徴用者の請求権が請求権協定の物的対象になっていると考えるべきか否か、二つ目は請求権協定によって個人の請求権が消滅したかどうかという点である。

2012年の大法院判決は請求権協定の適用対象に損害賠償請求権が含まれておらず、韓国は外交的保護権を放棄したわけではないとの解釈を行った。さらに、もし原告らの請求権が請求権協定に含まれていたとしても、それは国家の請求権を意味しており、個人の請求権は消滅しないとの判断を下した。日本の政府は、請求権協定によって政府次元の賠償および補償のみならず、加害者個人（民間企業）の補償も一括妥結（lump-sum settlement）したと主張しており、この点が最も意見の違うところである。

一方、2018年の大法院は全員合議体形式がとられた⁴⁴⁾。そこで提示された多数意見は「強制動員による慰謝料請求権が請求権協定の適用対象に含まれているとみるのは困難であり、原告の主張する損害賠償請求権は請求権協定の適用対象に含まれない」⁴⁵⁾というものであった。すなわち、前記した被徴用者の請求権が請求権協定の物的対象になっているかどうかという一つ目の争点については2012年の判決と同様の結論を下したもの、二つ目の個人請求権の消滅如何については判断していないことになる。

前述のとおり、差し戻し審が行われた2013年のソウル高等裁判所以降、原告らは日本の植民地支配という違法行為に対する慰謝料のみを請求し、安全配慮義務違反および未払い賃金に対する債務不履行の責任については取り下げたことが背景にある。したがって、2018年の大法院の判決は原告らの損害賠償請求権は、「日本政府の不法的植民地支配と侵略戦争遂行のための日本企業の反人道的な不法行為による強制動員被害者たちの日本企業に対する慰謝料請求権」であるとし、当時の韓国政府が強制動員された原告らの慰謝料までを含めて請求権協定を行ったと考えるのは無理があるとして原告らの慰謝料請求を認めた。

これに対して、二人の大法官から反対意見が提示された。権純一、趙載淵は請求権協定の締結当時、韓国は最初から強制徴用被害者に対する補償を要求しており、その配分は全面的に国内法上の問題という立場を取った。したがって、請求権協定が国民個人の請求権とは関係なく両締約国が互いに対する外交的保護権のみを放棄する内容の条約であるとは考え難い。しかし、この場合においても請求権協定第二条では明示的に「waive」（放棄）という表現がないため、

個人の請求権が実体法的に完全に消滅・放棄されたとは考え難い。したがって、日韓両国はあえて第二条3項において「いかなる主張もすることができないものとする」という文言を入れており、その意味において、訴訟を通じて権利行使することは制限されるという意味でしか解釈できないというのである。

請求権協定において国家と個人の関係がどのように考えられていたかという論点はむしろ、個別意見においてより明確に取り上げられていた。金昭英、李東遠、盧貞姫ら三人の大法官は多数意見とは異なり、請求権協定には原告らの損害賠償請求権も適用対象に含まれると見るべきと主張した。ただし、原告個人の請求権が請求権協定により消滅するものではなく、韓国の外交的保護権が放棄されたに過ぎないことが指摘された。その理由として挙げられたのは、国家と個人が別個の法的主体であるという近代法の原理は国際法上も受け入れられており、個人の権利を国家が代わりに放棄しようとする場合にはより厳格に判断するべきであるが、その点、請求権協定には「waive」という用語が使われていない。さらに、日本は請求権協定直後、日本国内で韓国国民の日本国及びその他国民に対する権利を消滅させる内容の財産権措置法を制定・試行しており、このような措置は請求権協定だけでは韓国国民個人の請求権が消滅されないという前提があるからこそ理解できる。したがって、原告らは請求権協定により韓国の外交的保護権が放棄され、日本の国内措置により当該請求権が日本国内では消滅しても、韓国で被告企業を相手に権利行使できるというのである。

以上のように、2018年判決においては請求権協定の性格が「賠償」を含んでいるかどうかをめぐって見解が対立し、大法院の多数意見は賠償は含まれていないという結論であった。その根拠としては、協定文に賠償が明示されていない点、交渉において韓国側が賠償を求めたのに対し、日本側はそれを認めていない点などがあげられる。一方、大法院判決の評価をめぐっては国際法学者たちの間でも見解は分かれる。その最も根本的な問題点は、請求権協定の第四条1項の「完全かつ最終的に解決された」内容をめぐる曖昧さにあるといえる。日韓両政府にとって「請求権」は何を意味していたのか、何が解決されたのか、なぜ解決される必要があったのかが請求権協定には全く述べられていない。請求権の内容が定かではない中、その「解決」の意味も自ずと不明確とならざるを得なかった。それは、日韓基本関係条約同様に、「意図的な曖昧模糊性」(intentional ambiguity)⁴⁶⁾を以て請求権の「解決」を急いだ結果でもあった。

4 日韓歴史認識問題の今日的課題——むすびに代えて

2012年の韓国大法院および2018年の判決において明確になったのは、元徴用工らの対日請求権を考える際の本質的な問いは、日本の植民地支配そのものを合法なものとみなすか、違法なものとみなすかに関するものであった。この観点において日韓の間には決定的な相違があり、その意味において国交正常化後の日韓の関係を規定する基本関係条約は、何一つ合意が得られていない不完全なものであった。したがって、植民地支配および強制労働を韓国の独立精神および憲法の理念からみて違法とみなす韓国司法は、違法な行為によって原告側が被った物理的・身体的被害に対する「慰謝料」請求を認めたのである。

しかし、日韓の間には重要な共通理解も存在する。それは、まず「個人請求権」の存在である。歴代の韓国政権は請求権協定によって外交保護権が放棄されただけで、個人の請求権は消滅しないという立場を取ってきた。特に、前記した盧武鉉政権の「民官共同委員会」は請求権

協定当時、日本政府が強制動員の法的賠償・補償を認めていなかったので、政治的次元によつて被害者の補償を包括的に勘案した金額が決定したとの考えを示した。したがつて、政府次元での対日請求権はこのとき放棄されたが、個人の請求権は消滅しないとしたのである⁴⁷⁾。文在寅政権も基本的にこの考え方を踏襲している。一方、日本政府も請求権協定は外交保護権の放棄を意味するものであつて、個人の請求権を消滅させるものではないとの解釈を行つてきた。例えば、1991年に国会で請求権の「解決」の意味を問われた当時の外務省条約局長柳井俊二は、それは日韓両国が国家として持つている外交保護権を相互に放棄したという意味であるとして、「いわゆる個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたというものではございません」⁴⁸⁾との答弁を行つた。元徴用工たちが日本で起こした訴訟のいずれも「時効消滅」による敗訴であつて、個人の請求権そのものが否定されたわけではなかつた点も同様のことを物語る。

しかし、中国人労働者らが西松建設を相手に訴訟を起こした2007年頃から、そのような解釈は変わつてきた。すなわち、政府に不利な下級審が続く中で、日本の裁判所はサンフランシスコ平和条約および日中共同声明によって中国人被害者の損害賠償は請求することができないとの判断を下したのである。ただし、その後最高裁は被害者たちの個人請求権は消滅しないことを認め、和解を成立させた⁴⁹⁾。すなわち、韓国の政府・裁判所のみではなく、日本の政府・裁判所もともに、被害者個人の個人請求権を認めているということでは共通しているのである。その背景には、両国ともに平和と人権という共通の価値を共有しているからにほかならない。いかなる個人の尊厳や権利も国家権力によって侵害されてはならないという考えは、近代以降の人類が獲得してきた最も重要な価値の一つであり、歴史的背景や国籍が違うからといって否定されるべきものではないのであろう。

今日、さまざまな形で、戦後の日韓関係を結び付けていた枠組みを「1965年体制」と呼び、その動搖が指摘されている⁵⁰⁾。その定義は必ずしも一様ではないものの、背景には日韓関係を取り囲むより大きな国際政治の構造変動があるといえる。それは、第一に、サンフランシスコ平和条約や日韓協定など、冷戦を遂行する上で必要とされた枠組みの下で覆い隠されていた矛盾が、ようやくここ東アジアにおいても様々な形で自己主張をするようになったことであろう。関連して第二に、市民の権利に優先して強調された国家の論理は、特に韓国における権威主義体制の崩壊や民主主義の発展を背景にもはや従来ほどには通らなくなってきたことである。さらに、第三に、冷戦の間、経済や安全保障の利益を以て日韓を結びつけていたアメリカは、もはや「仲介者」としての役割にそれほど熱心ではなくなり、一方で、東アジアには中国や東南アジアなど新たなプレーヤーが急速に台頭した。今日の歴史認識をめぐる日韓の葛藤が、こうした国際政治の構造的変動を反映した、新しい関係性を模索するための過渡期として捉えられるとすれば、それは互いに対する無闇な非難の応酬ではなく、広く市民の参加による地道な対話によってこそ可能なのであり、それこそ政治の果すべき最大の役割といえる。

注

1) 1934年に半官半民の国策会社として「日本製鐵株式会社」が設立した。同社は1950年に財閥解体の一環として解体され消滅したが、1970年に日本製鐵を前身とする八幡製鐵と富士製鐵が合併して「新日本製鐵株式会社」が設立した。その後2012年10月に、同社は住友金属工業と合併して「新日鐵住金」になり、2019年4月には再び「日本製鉄株式会社」へと社名変更を行つた。本稿で

は、基本的に裁判当時の社名を用いている。

- 2) 『朝日新聞』(2019年5月21日)。
- 3) 『朝日新聞』(2019年5月23日)。
- 4) 徵用工判決をめぐる国際法上の解釈については、李炳潔「いわゆる『2018年徴用工判決』に対する国際法上の考察——条約解釈を中心に」、立命館大学『立命館国際地域研究』第50号(2019年9月), 41-59頁を参照。
- 5) 鄭敬娥「歴史問題の発生メカニズムと和解のプロセス」、菅英輝編著『競合する歴史認識と歴史和解』(晃洋書房, 2020年), 93頁。
- 6) 山本晴太・川上詩朗・殷勇基・張界満・金昌浩・青木有加『徴用工裁判と日韓請求権協定・韓国大法院裁判を読み解く』(現代人文社, 2019年), 41-43頁。
- 7) 「第197回国会衆議院予算委員会会議録」第2号(平成30年11月1日)
- 8) 山本晴太・川上詩朗ほか, 前掲書, 45-47頁。
- 9) 元徴用工たちの「自発性」を強調する論考としては、鄭大均『在日・強制連行の神話』(文春新書, 2004年)。
- 10) 代表的なものとしては、外村大『朝鮮人強制連行』(岩波新書, 2012年)。
- 11) 大韓民国政府『대일 배상 요구 조서』(『対日賠償要求調書』), 1954年。本書は、その注において、「1949年9月現在調査されたものである」との記しがつけられている。
- 12) 外務省「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S40-293_1.pdf(2020年10月1日閲覧)。
- 13) 대법원 2012.5.24. 선고 2009 다 68620 판결(大法院宣告 2009 ダ 68620 判決)
- 14) 서울고법 2013.7.10. 선고 2012 나 44947 판결(ソウル高等裁判所宣告 2012 ナ 44947 判決)
- 15) 대법원 2018.10.30. 선고 2013 다 61381 전원 합의체 판결(宣告 2013 ダ 61381 全員合議体判決)
- 16) 손경찬「강제징용 손해배상의 타당성과 한일 청구권 협정의 법적 성격」조선대학교 법학연구원『법학 논총』vo. 26, no.1 (2019), pp. 323-367. (ソン・キョンチャン「強制徵用損害賠償の妥当性と韓日請求権協定の法的性格」朝鮮大学法学研究院『法学論叢』)。
- 17) 国交正常化交渉中に明らかになった日韓歴史認識の相違については、鄭敬娥「歴史認識をめぐる日韓摩擦の構造とその変容」、菅英輝編著『東アジアの歴史摩擦と和解可能性——冷戦後の国際秩序と歴史認識をめぐる諸問題』(凱風社, 2011年), 178-203頁を参照されたい。
- 18) 韓国外務部『한일회담 예비회담 자료집: 대일 강화조약에 관한 기본태도와 그 법적 근거』(『韓日会談予備会談資料集: 対日講和条約に関する基本態度とその法的根拠』) (1950年10月), 723-1JA, 76, No. 0009-0058.
- 19) 韓国外務部“Summary Record of the Sixth Session of the Basic Relations Committee,”(1952.3.22), 『제 1 차 한일 회담 (1952.2.15-4.21) :기본 관계 위원회 회의록』(『第一次韓日会談: 基本関係委員会会議録』) 723.1.JA, 80, No. 0611.
- 20) 外務省「日本国と大韓民国の間の基本関係に関する条約」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S40-237.pdf> (2020年10月1日閲覧)
- 21) 韓国外務部「제 7 차 한일회담 기본관계위원회 제 12 차 회의록」(1965.2.12), (第7次韓日会談基本関係委員会第12次会議録), 723.1.JA, 1455, No. 0207-0212. 同「기본관계문서 실무자 회의 토의 요약」(1965.2.18), (基本関係文書実務者会議討議要約), 『제 7 차 한일회담 기본관계 위원회 회의록 및 훈령 1964.12-65.2』(第7次韓日会談基本関係委員会会議録及び訓令) no. 1455.
- 22) 「第48回国会衆議院会議会議録」第11号(1965年2月26日)。
- 23) 대법원 2012.5.24. 선고 2009 다 68620 판결(大法院宣告 2009 ダ 68620 判決)
- 24) 金恵京「徴用工判決をあらためて複眼的に捉える」、朝日新聞社『論座』(2019年8月14日)。
- 25) 이태진「韓国併合은 성립하지 않았다: 일본의 대한제국 국권 침탈과 조약 강제」、이태진 편저『한국併合 성립하지 않았다』(태학사, 2001) (イ・テジン「韓国併合は成立していない: 日本の大韓帝国国権侵奪と条約強制」同編著『韓国併合成立していない』) (テハクサ), 62頁。

- 26) 坂元茂樹「相次ぐ日本企業への賠償命令国際法の原則守らぬ韓国ちやぶ台返しの韓国「徵用工」判決の問題点」『Wedge』(2019年1月), 43頁。
- 27) 주진열 「1965년 한일청구권협정과 개인 청구권사건의 국제법쟁점에 대한 고찰」 (쥬·ジンヨル 「1965年韓日請求権協定と個人請求権事件の国際法争点に対する考察」) 『ソウル国際法研究』第25巻2号 (2018年), 187-190頁。
- 28) 李炳潔, 前掲論文, 51-53頁。
- 29) 金惠京, 前掲論文。
- 30) 阿部浩己「国際法の過去・現在・未来 (39) 徵用工問題の法的深層」『時の法令』第2074号 (2019年), 45-50頁。
- 31) この間の詳しい経緯については, 金民樹「対日講和条約と韓国参加問題」, 日本国際政治学会編『国際政治』第131号 (2002年), 133-147頁を参照。
- 32) 太田修『日韓交渉——請求権問題の研究』(クレイン, 2003年), 76-78頁。
- 33) 大韓民国外務部政務局『한일회담 약기』(『韓日会談略記』), 1952年, 223-224頁。鄭, 前掲論文「歴史認識をめぐる日韓摩擦の構造とその変容」, 181-194項。
- 34) 上記, 『韓日会談略記』379-381頁および, 外務部『재산 및 청구권 문제』에 관한 한일 양국간의 의견상위의 요점, 『청구권 분과위원회 회의록』(「『財産および請求権問題』に関する韓日両国間の意見相違の要点」『請求権分科委員会会議録』), 723.1 JA, 86. No 0275.
- 35) 日本政府内で経済協力案が形成される過程については, 金恩貞『日韓国交正常化交渉の政治史』(千倉書房, 2018年), 第2章を参照。
- 36) 韓国外務部「제 5 차 한일회담 예비회담-일반청구권 소위원회 제 12 차회의 회의록」(「第五次韓日会談予備会談一般請求権小委員会第12次会議会議録」)『第五次韓日会談予備会談 一般請求権小委員会会議録』723.1J, 718, 0343-0350.
- 37) 『東亜日報』(1961年8月22日)。
- 38) 木宮正史「1960年代における冷戦と経済開発——日韓国交正常化とベトナム派兵を中心にして」, 『法学志林』第92巻第4号 (1995年3月), 1-116頁。鄭敬娥, 前掲「歴史認識をめぐる日韓摩擦の構造とその変容」, 190-194頁。
- 39) 韓国外務部「일반청구권 소위원회 제 8 차회의 회의록」(「一般請求権小委員会第8次会議会議録」)(1961年12月21日), 『第六次会談 請求権委員会会議録(1-11次)』723.1JA, 750, 0171-0190.1
- 40) 韓国外務部「제 2 차 김부장·오히라 외상회담록」(「第二次金部長・大平外相会談録」)(1962年11月13日), 724. 41JA, 796, 0160167; 「大平外相が会談時に使用したメモ写本」(1962年11月12日), 724. 41JA, 796, 0168-0179.
- 41) 韓国外務部「청구권 문제에 관한 토의사항」(「請求権問題に関する討議事項」)(1965年3月31日), および「合意議事録」(1965年4月6日), 『第七次会談 請求権関係会議報告および訓令Vol.1』) 723.1JA, 1467, 0046-0048, 0078-0079.
- 42) 대법원 2012.5.24. 선고 2009 다 68620 판결 (大法院宣告 2009 다 68620 判決)。
- 43) 국무조정실 보도자료 한일회담 관련 민관 공동위원 (2005.8.26) (国務調整室報道資料「韓日会談関連民官共同委員」), p. 1. <http://www.opm.go.kr/flexer/view.do?ftype=hwp&attachNo=73036> (2020年10月1日閲覧) なお, 民官共同委員会とは日韓会談の関連文書が2005年から全面公開されるとこれに対応するために構成された機構である。内国務総理が共同委員長を務め, 主要政府機関の長官や政府主席など21名の委員が参加した「総理諮問機構」であり, 本件における「最高意思決定機構」という位置づけになっている。
- 44) 韓国の大法院は院長を含む13名の大法官によって構成され, 各4名の法官が一つの部を構成して審理する。ただし, 各部における意見が一致しないか, 以前に大法院で判決した憲法・法律・命令に対して解釈適用変更の必要が生じた場合に, 全員合議体(大法官会議)の形式がとられる。その際には, 大法官3分の2以上の出席と出席人数の過半数の賛成によって議決される。また, 13名全員の意見が一致しない場合には, 少数意見も同時に発表される。
- 45) 대법원 2018.10.30. 선고 2013 다 61381 전원 합의체 판결 (宣告 2013 다 61381)

- 46) ソン・キョンチャン, 前掲論文, 346 頁。
- 47) 前掲, 「韓日会談関連民間共同委員」資料。その際, 委員会は被害者に対する当時の政府補償が不十分であったために, 以後の政権がそれを充分に補償する道義的責任があると結論づけた。
- 48) 「第 121 回国会参議院予算委員会会議録」第 3 号 10 頁 (1991 年 8 月 27 日)。
- 49) 山本晴太・川上詩朗ほか, 前掲書, 4-5 頁。
- 50) 吉澤文寿編著『歴史認識からみた戦後日韓関係——「1965 年体制」の歴史学・政治学的考察』(社会評論社, 2019 年)。

Differences in Historical Recognition between Japan and Korea Regarding the “War Time Laborers” Case

—Focusing on the Judgement 2018 of the Korean Supreme Court—

JEONG, Kyong-ah

Abstract

The issue of historical recognition between Japan and South Korea has entered a new stage since the Judgement in October 2018 of the Supreme Court of Korea concerning “Korean wartime laborers” case. Although it has been developed with legal controversy, but gradually hampered economic relations and security issues between the two countries. And it has begun to take on a punishing character for each other.

In this paper, I first analyze the historical background of the basic treaty concluded between Japan and South Korea in 1965 and the claim issue, and examine where the essential problem of the conflict over the “Korean wartime laborers” issues. Then, by analyzing the judgement 2018 of the Supreme Court of Korea, I will clarify the conflicts in the issue of historical recognition between Japan and South Korea.

As a result, it turned out that the “Korean wartime laborers” issue includes problems such as domestic and international law, legal and moral responsibility, individual and state relations, in addition to the conflict over the legal nature of Japanese colonial rule. And they are not just historical issues, but our issues of living today.

【Key words】 Korean Wartime laborers, Treaty on Basic Relations Japan and the Republic of Korea, Japan-Korea Claims Settlement Agreement, Judgement 2018 of the Supreme Court of Korea